熊本県被災宅地危険度判定士養成講習会

受　講　申　込　書

（注）記入方法は、裏面（次頁）をご覧ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | |  | 生年月日 | Ｔ  Ｓ  Ｈ | 年　　月　　日 |
| 氏　　名 | |  |
| 住　　所 | | 〒 | | | |
| 電話（自宅・携帯）　　　　　（　　　　　　　） | | | |
| 勤務先 | 所 在 地 | 〒 | | | |
| 電話　　　　　　（　　　　　） | | | |
| 会社名等 |  | | | |
| 所属部署 |  | | | |
| 所　属　団　体  ※該当に**✓** | | □建築協会、□建築士事務所協会、□建築士会、□建設業協会、  □測量設計コンサルタンツ協会、□地質調査業協会、□官公庁  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 資　格　要　件（熊本県被災宅地危険度判定士等登録要綱第3条） | 該当に○ |
| **①大学卒業者、技術士等（第1項第１号該当）**  　宅地造成等規制法施行令第17条又は都市計画法施行規則第19条第１号イからトに規定する設計者の資格を有するもの。※詳細は裏面参照 |  |
| **②行政技術職員（第１項第２号該当）**  　国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有するもの。 |  |
| **③行政職員（第１項第３号該当）**  　国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む）で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事の認定を受けているもの。 |  |
| **④その他（第３条第２項該当）**  　県内に居住、勤務する者で前項各号に定める者と同等以上の知識経験を有していると知事が認めた者。  →１級土木施工管理技士を取得し、土木、建築に関する七年以上の実務経験を有する者 |  |

**記入上の注意**

**１**　講習会の受講対象は、被災宅地危険度判定士として資格要件を満たしている方のみとなります。

**２**　各欄の記入手順

　　この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。

1. 「**氏名**」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、よみがなを付けてください。生年月日は、Ｔ（大正）、Ｓ（昭和）、Ｈ（平成）のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
2. 「**住所**」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
3. 「**勤務先**」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は。「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
4. 「**資格要件**」欄は、該当区分に○を付けてください。

**３**　講習会当日に持参していただく登録申請書、実務経験証明書を同封します。記入の上、講習会当日に提出して下さい。

**記入上の注意**（①登録要綱第３条第１項第１号）

|  |
| --- |
| イ　大学卒業者：宅造令第18条第１号、都計規則第19条第１号イ該当  　大学（短大を除く）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者  ロ　３年課程の短期大学卒業者：宅造令第18条第２号、都計規則第19条第１号ロ該当  　短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者  ハ　短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第18条第3号、都計規則第19条第１号ハ該当  前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者  ニ　高等学校卒業者：宅造令第18条第４号、都計規則第19条第１号ニ該当  高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者  ホ　技術士：都計規則第19条第１号ホ該当  　技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門をするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者  ヘ　一級建築士：都計規則第19条第１号へ該当  　　一級建築士の資格を有する者  ト　認定講習会修了者：宅造告示第４号、都計告示38第２号該当  　宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画、造園に関する十年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣が指定する講習を修了した者 |